

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部を改正する規則

富田林市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年富田林市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「引継業務」を「引継業務等」に改め、同条中「業務」の次に「及び条例第 11 条に規定する業務」を加える。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（育児又は介護を行う職員についての特例）

第 4 条の 2 第 2 条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- （1） 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育
- （2） 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設等への送迎

第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（障害のある職員についての特例）

第 4 条の 3 第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下この条において「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

- （1） 法第 2 条第 2 号に規定する身体障害者、同条第 4 号に規定する知的障害者又は法第 37 条第 2 項に規定する精神障害者である職員
- （2） 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

第 5 条中「及び第 17 条（臨時的任務職員の休暇）の規定による職員（校長を除く。）」を「、第 16 条の 2（介護時間）、第 17 条（子育て部分休暇）及び第 18 条（臨時的任用職員の休暇）の規定による職員」に改める。

(週休日の振替等)

第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)及び第17条(臨時的任務職員の休暇)の規定による職員(校長を除く。)の
休暇の処理については、校長が、これを行う。

めにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。

(1) 法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員

(2) 前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

(週休日の振替等)

第5条 条例第4条(週休日の振替等)、第6条(時間外勤務)、第7条(宿日直勤務)及び第10条(休日の代休日)の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条(年次休暇)、第14条(病気休暇)、第15条(特別休暇)、第16条(介護休暇)、第16条の2(介護時間)、第17条(子育て部分休暇)及び第18条(臨時的任用職員の休暇)の規定による職員の
休暇の処理については、校長が、これを行う。